

第21回参議院議員通常選挙 7月29日が投票日です

参議院議員通常選挙は、**7月12日(木) 公示日**
7月29日(日) 投票日

期日前投票

- 五條市役所本庁
7月13日(金)～28日(土)
午前8時30分～午後8時
- 五條市役所西吉野支所および大塔支所
7月21日(土)～28日(土)
午前8時30分～午後5時15分

■問合先 選挙管理委員会事務局 ㊦ (内線230、231)

五條市高等学校等進学奨励支度金 給付申請のお知らせ

五條市では、教育の機会均等に基づき、勉学の意欲がありながら経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への進学が困難な人に対し、進路の保障を図り、進学の意欲を高めるための五條市高等学校等進学奨励支度金給付制度があります。

■次に掲げる要件に、すべて該当する場合は、五條市教育委員会事務局学校教育課へ申請してください。

- ▽奈良県高等学校等奨学金、五條市育英会奨学金、生活福祉資金(修学資金)、または、母子・寡婦福祉資金(修学資金)のいずれかの貸与を、平成19年4月から受けている者
- ▽五條市に居住する者で、平成19年3月に市内の中学校を卒業して、高等学校(定時制・通信制を含む)・高等専門学校に入学した者
- ▽既に、この支度金の給付を受けていない者

■申請書類の提出期限 8月14日(火)(奈良県高等学校等奨学金決定通知が、7月下旬(予定)となるため)

■申請書配布窓口・問合先 学校教育課 ㊦ (内線819)

国民年金保険料の免除等を受けた期間の追納のオススメ!

国民年金保険料の免除を受けた期間や学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間については、老齢基礎年金の受取額を満額に近づけるために後から保険料を納付(追納)することができます。

保険料を追納することができる期間は、免除を受けた期間の内の10年以内です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納には、「国民年金保険料追納申込書」による申請が必要となります。希望する場合は申込書を送付しますので、大和高田社会保険事務所または市役所(年金係)までお問い合わせください。

※免除等の承認を受けた期間の老齢基礎年金額は、それぞれ次の年金額ですが、追納した場合、その期間は減額されない年金額となります。

- 保険料を全額免除された期間・・・3分の1の年金額
- 保険料を4分の3免除された期間・・・2分の1の年金額
- 保険料を半額免除された期間・・・3分の2の年金額
- 保険料を4分の1免除された期間・・・6分の5の年金額
- 若年者納付猶予および学生納付特例の期間・・・年金額には反映されません

■問合先 市民課年金係 ㊦ (内線268、370)